

特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について

輸入注意事項 27 第 19 号 (27.11.11)

最終改正：令和 7 年 3 月 7 日付け・輸入注意事項 2025 第 3 号

平成 29 年 8 月 10 日付け経済産業省告示第 190 号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記 1 に掲げる特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入に係る二の二の承認（輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号の規定による輸入の承認（全地域を船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成 30 年 1 月 1 日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

輸入公表二の二の表の第 2 の 5 に掲げる水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 2 条第 1 項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品（別紙に定めるもの（以下「特定水銀使用製品等」という。））

2 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2 通
- ② 申請理由書（別紙様式） 1 通
- ③ 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類の写し 1 通
- ④ 特定水銀使用製品等の水銀含有量を確認できる資料 1 通
- ⑤ その他必要があると認められる書類

(2) 申請書の提出先

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課

3 輸入承認基準

輸入承認申請が上記 2 に従って行われたものであることを確認の上、下記条件に基づき、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行う。

- ① 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- ② 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- ③ 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- ④ 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- ⑤ 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

別紙

特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

(用語の解釈)

1. 「特定水銀使用製品」とは、水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における電子ディスプレイ専用に設計された冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプであって、他の貨物の部分をなしているもの（貨物の主体が他の貨物である場合に限る。）であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないものを除く。
2. 「これを部品として使用する製品」とは、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ① 特定水銀使用製品が取り外されている状態のもの
 - ② 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合における電子ディスプレイ専用に設計された冷陰極蛍光ランプ又は外部電極蛍光ランプを部品として使用する製品（①を除く。）

規制対象		規制開始日
(1) 電池		平成30年1月1日 ただし以下の電池の規制開始は、次のとおり 令和2年12月31日 ・ボタン電池であるアルカリマンガン電池 令和8年1月1日 ・酸化銀電池（水銀の含有量が全重量の1パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）及び空気亜鉛電池（水銀の含有量が全重量の2パーセント未満であって、ボタン電池であるものに限る。）
(2) スイッチ及びリレー		令和2年12月31日
(3) 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ	イ コンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。）	平成30年1月1日
	ロ 電球形蛍光ランプ（発光管1本当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えないものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。）	令和8年1月1日

	<p>ハ コンパクト形蛍光ランプ(発光管1本当たりの水銀含有量が5ミリグラムを超えないものであって、定格消費電力が30ワット以下のものに限る。)</p> <p>ニ コンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ(定格消費電力が30ワットを超えるものに限る。)</p>	令和9年1月1日
(4) 一般照明用の直管形蛍光ランプ	<p>イ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が60ワット未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの</p> <p>ロ 1個当たりの水銀の含有量が10ミリグラムを超えるものであって、定格消費電力が40ワット以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p>	平成30年1月1日
	ハ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものであって、上記ロに掲げるもの以外のもの	令和9年1月1日
	ニ 三波長形の蛍光体を用いたものであって、上記イに掲げるもの以外のもの	令和10年1月1日
(5) 一般照明用の蛍光ランプ(コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。)	イ ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの	令和9年1月1日
	ロ 三波長形の蛍光体を用いたもの	令和10年1月1日
(6) 一般照明用の高圧水銀ランプ		令和2年12月31日
(7) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ	<p>イ 1個当たりの水銀の含有量が3.5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートル以下のもの</p> <p>ロ 1個当たりの水銀の含有量が5ミリグラムを超えるものであって、その長さが500ミリメートルを超え1500ミリメートル以下のもの</p> <p>ハ 1個当たりの水銀の含有量が13ミリグラムを超えるものであって、その長さが1500ミリメートルを超えるもの</p>	平成30年1月1日
	ニ 上記イからハに掲げるもの以外のもの	令和8年1月1日
(8) 化粧品(人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。)		平成30年1月1日

<p>(9) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム（別名チメロサル）を有効成分とする保存剤（エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等（水銀による環境の汚染の防止に関する法律第1条に規定する水銀等をいう。）を含むものを除く。）であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び第9項に規定する再生医療等製品に添加されるものを除く。）</p>	<p>平成30年1月1日 （二・七—ジブロモ—四—ヒドロキシ水銀フルオレセイン二ナトリウムを有効成分とする消毒剤（以下「マーキュロクロム液」という。）を除く。）</p> <p>令和2年12月31日 （マーキュロクロム液）</p>
<p>(10) 気圧計（電気式のものを除く。）</p>	<p>令和2年12月31日</p>
<p>(11) 湿度計（電気式のもの及び(13)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。）</p>	<p>令和2年12月31日</p>
<p>(12) 圧力計</p>	<p>イ 非電気式のもの（230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ（1）に規定する目量をいう。以下同じ。）が5メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。）</p> <p>① 計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。②において同じ。）が1300パスカル以下であって、目量が300パスカル以下のマクラウド真空計</p> <p>② 計ることのできる最大の圧力が66000パスカル以下であって、目量が200パスカル以下のU字管真空計</p>
	<p>ロ 電気式であって、加熱により液体となる物の圧力の測定用のもの（230度以上の温度で計ることができるものであって、次に掲げるものを除く。）</p> <p>① 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が1パーセント以内のもの</p> <p>② 計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が3パーセント以内のもの（①に該当するものを除き、耐食性のあるニッケル合金を用いたダイヤフラム若しくは摩耗を少なくするための表面処理がされたダイヤフラムを用いたもの、防爆型のもの又は圧力を伝えるための水銀を封入した導管の長さが1.5メートル以上のものに限る。）</p>
	<p>令和8年1月1日</p>

(13) 温度計	<p>電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの（体温計であるものを除く。）を除く。</p> <p>イ 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</p> <p>ロ 計ることのできる最高の温度が300度を超過500度以下のものであって、目量が2度以下のもの（ハに該当するものを除く。）</p> <p>ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超過500度以下のものうち、目量が2度以下のもの</p>	令和2年12月31日
(14) 血圧計（電気式のものを除く。）		令和2年12月31日
(15) 脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ		令和7年1月1日
(16) 真空ポンプ		令和7年1月1日
(17) 車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり		令和7年1月1日
(18) 写真フィルム及び印画紙		令和7年1月1日
(19) 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）に用いられる推進薬		令和7年1月1日

経済産業大臣 殿

申請者
氏名又は名称
及び代表者の氏名
住 所
電 話
F A X
担 当 者 名
e - m a i l

輸入承認申請理由書
(特定水銀使用製品等申請用)

当該貨物は、輸入公表二の二の表の第2の5に該当するので申請します。

1. 輸入貨物の概要

(1) 貨物名、数量等

貨物名	型及び等級 (規格)	数量

(2) 当該貨物の輸入統計品目番号 (HSコード)

(3) 輸入予定時期

(4) 輸入公表に該当する具体的理由

(5) 輸入の承認要件に適合するとした具体的説明

2. 製造業者

製造業者名 _____

住 所 _____

代表者名 _____ 担当者名 _____ (所属)

電 話 _____ 内 線 _____ F A X _____

事業内容 _____

3. 輸出者

会社名 _____

住所 _____

電話番号 _____ F A X _____

e-mail _____

事業内容 _____

4. 輸入者

会社名 _____

住所 _____

電話番号 _____ F A X _____

e-mail _____

事業内容 _____

5. 中間取引者

会社名 _____

住所 _____

事業内容 _____

6. 最終需要者

会社名 _____

住所 _____

電話番号 _____ F A X _____

e-mail _____

保管場所住所 _____

使用工場住所 _____

事業内容 _____

最終用途 (※具体的に記載のこと)

7. 当該貨物の輸入実績 (※過去に同一の貨物を同一の輸入者及び最終需要者に輸入した実績のある場合に記載のこと)

輸入者名 :

最終需要者名 :

承認年月日	船積地域	数量	輸入承認番号	備考

8. その他 (当該貨物の輸入に関する今後の見通し等)
